

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年7月15日

東京中央信用組合

金融整理管財人 神 戸 敏 男

金融整理管財人 山 内 雅 哉

I はじめに

東京中央信用組合は、平成13年6月8日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について調査し、平成14年1月31日には報告書を提出致しました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った東京中央信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、東京中央信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であったものに対する責任追及を行うことが重要な任務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が、責任解明委員会を発足させ、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってききましたので、その今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、業務範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法112条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律10条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等、関係帳簿等を精査し、関係職員から事情を聞くなどして調査してきました。

その結果、民事責任を追及すべきではないかと考える事案に関し、民事責任のみならず、刑事責任追及の可否に関して、現在、調査・検討を行っているところです。

しかしながら、現時点においては、結論を出すには至っておらず、刑事責任追及の対象に該当すると判断するに至った事案は、今のところ発見するに至っていません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成12年3月末を基準日とする自己査定を実施した結果、大幅な貸出金償却・貸倒引当金が必要であることが判明し、平成13年3月期決算において、34億4,400万円の債務超過となり、平成13年6月8日、自主再建を断念し破綻公表へと至ったものです。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先への貸出金残高は、平成14年3月末日現在で、債務者数137名、貸出金残高80億4,012万円となっています。

当職らは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先のうち大口与信先を中心として調査を致しました。

調査の方法は、貸出稟議書（付属書類を含む）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員から事情を聴取するなどして、取引の推移、融資に至る経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

また、役員その親族及びこれらの経営する企業に対する融資について、違法性がなかったか否かを調査・検討しました。

最後に、有価証券等への余資運用についても損失が生じていることから、関係帳簿類を精査し、役職員から事情を聴取するなどして調査検討を行いました。

2 調査の結果

(1) 当組合の役職員からの事情聴取と関係資料から総合的に判断しますと、当組合が破綻に至った経緯は次のようなものです。

すなわち、当組合は、医師・歯科医師の業域信用組合が地域信用組合に転換したもの

であったが、この転換後も地域密着型への転換が遅れたこと等に起因し、預貸率が低く、勢い余資の運用に力点を置いていました。ところが、余資の運用には失敗し、また、業容規模を維持・確保しようとするため、既存組合員である医療関係先に対し、事業資金ではなく、財テクを目的とした株式投資資金やゴルフ会員権購入等への貸出を積極的に進め、その多くがバブルの崩壊によって不良債権化しております。

また、当組合は、金利を高めを設定して預貸利鞘を確保しようとした結果、リスクのある大口の融資先への融資を実行することとなり、これが不良債権化しております。

(2) 個々の融資案件につきまして検討して行きますと、保全不足になっている例が多々見受けられました。いわゆるバブル崩壊後の不動産価格の下落という要因によるものに止まらず、例えば、そもそも十分な担保を取らずに融資を実行している事案や、継続して融資を繰り返すなかで、債務者の要望により、他の担保提供等を受けることなく、担保解除が行われた事案も見られました。

担保の有無のみによって融資判断を下すべきものではありませんが、その分、融資先の人物評価、財務分析、事業の将来性などの諸要素を総合的に検討した上で実行されるべきところ、このような検討が十分になされた上での融資であったかどうか、必ずしも判然としないものが見受けられました。

(3) 当組合の融資先として貸出しを実行するにあたり、問題を含んでいる事案もありました。

当組合の理事が代表者となっている企業への融資が、理事会の承認を得た形跡がない事案や、ある融資先が倒産した後、同一の代表者が同一の事業を営む別の会社にて債務引受けをし、そこに融資を継続するといった事案がありました。

(4) 債権回収の面については、日常の期日管理が十分であるとは言い難く、延滞があっても速やかに適切な対応策を講じることなく、漫然と放置していたと認められるような事案や、延滞発生後、条件変更の処置をとるも、更なる条件変更には応じないという方針を立てながら、条件変更を繰り返した事案が認められ、結果として不十分な回収しかできなかったのではないかと推測される事案があります。

(5) 余資運用については、当組合は、バブル崩壊の時期に、有価証券投資での多額の損失を

出しており、その後、一旦は投資額を縮小していましたが、再び投資額を増大させ、再度損失を出しています。

3 調査結果に基づく検討

(1) 以上の調査結果に基づき、民事責任の有無を検討する必要があると思われるものとしては、①個別の融資案件について、法令や内部規定等に明白に違反しているものや、保全不足や債権回収の適切さに疑問の残る事案など、信用組合として当然要求される注意義務を怠ったとの疑いがあるもの、②余資運用における損失、に大別することができます。

(2) 法令や内部規定違反及び債権回収の適切さに疑問の残る事案として、理事の関連する会社に対し、理事会の決議が必要であるにもかかわらず、理事関連の会社であるという理由で、資金使途や返済計画に何らの検討も行うことなく融資を実行し、その大部分が不良債権化した事案や、ある会社の債務を実質的には同一債務者と考えられる別のグループ会社に対する融資金をもって返済したのではないかと疑われる事案、倒産した会社と代表者及び業務内容を同じくする別の会社が債務を承継し、承継した会社に対して漫然と追加融資を繰り返したという事案などがありますが、民事上の損害賠償責任を追及するにあたっては、更に違法性の程度や損害との間の因果関係、消滅時効といった点について慎重な調査が必要と判断されますので、現時点では、訴訟提起には至っておりません。

(3) 余資運用の失敗について

当組合の破綻要因の一つが余資の運用の損失にあることからして、前述のとおり、有価証券での失敗経験があり、しかも内規として「余資運用規定」を設けながらこれを遵守せず、再び有価証券の運用に失敗し、当組合に損失を発生させたという結果に対する責任は大きいと言わざるを得ません。

ただし、具体的な損害賠償責任を問うためには、役員の任務違背の前提となる注意義務の内容・程度が問題となり、投資の銘柄、種類その他の問題点の検討が必要と考えられます。現時点では、民事上の損害賠償責任を追及するかどうかについては、更に調査が必要であると考えます。

第4 旧経営陣に対する責任追及の処理

上記のとおり、当職らとしましては、責任追及の是非および可否について判断するには、更なる調査・検討が必要であり、未だ結論を出すには至っておりません。今後、調査を継続する中で、責任追及すべき事案が出てくる可能性はあります。

ただし、当組合は、本年7月22日に事業譲渡予定であり、それまでに最終的な結論を出すことは困難な状況です。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しましては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなし得るよう、当職らが行ってきた調査にかかる関係資料を同社に引き継いだ上、同社において責任追及を行い得るよう旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上